

「カーボン・オフセットガイドライン(案)」に対する  
意見の募集(パブリックコメント)の結果について

## 「カーボン・オフセットガイドライン（案）」に対する意見の募集の結果について

### 1. 意見募集の概要

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方（指針）－第2版－」に基づき、特に実務者の方々がカーボン・オフセットに取り組む上での実務と手続を中心に説明することを目的としたカーボン・オフセットガイドライン（案）を作成した。

なお、本ガイドラインはこれまでに発行されてきた以下のカーボン・オフセットに関連するガイドライン類を統合・再構築している。

カーボン・オフセットの対象活動から生じる温室効果ガス排出量の算定方法ガイドライン（平成20年10月制定、平成23年4月改訂）  
カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン（平成20年10月制定、平成24年3月改訂）  
特定者間完結型カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のためのガイドライン（平成22年6月制定）  
会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き（平成23年4月制定）

カーボン・オフセット制度運営委員会での意見聴取・議論を踏まえた上で「カーボン・オフセットガイドライン（案）」の策定を行い、以下のとおり意見の募集（パブリックコメント）を実施した。

○募集期間：平成27年3月9日(月)～平成26年3月20日(金)

○告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）、環境省ホームページ

○意見提出方法：電子メール、郵送、FAXのいずれか

### 2. 提出された意見数

意見数：4団体・個人、23件

### 3. 提出された意見

パブリックコメントを通じて提出された意見は、次ページ以降のとおり。

パブリックコメントを通じて提出された意見とその回答

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
1	全般	本ガイドライン（案）は、カーボンオフセットを実施する側（企業等）のマニュアル的なものと解するが、クレジットを創出する側（再エネ創出や森林拡大プロジェクト等）のクレジット登録の方法についても書いてあるとありがたい。（本町は、多大な森林を保有しているが、森林を保有するだけで、単純にクレジット登録できるのか否か等が不明であるため。）	御理解のとおり、本ガイドラインは、カーボン・オフセットに取り組む側（クレジットを利用する側）の実務や手続きを中心に説明しております。また、御意見をいただきましたクレジットを創出する側における具体的な取組方法等については、下記のホームページに公開しています。 <a href="http://japancredit.go.jp/index.html">http://japancredit.go.jp/index.html</a>
2	全般	非常に紛らわしい言い回しや用語が多く見られます。まずは「用語集」を用意し、その中で単に説明をするだけでなく、概念の違いに関して、きちんと説明しておくべきでしょう。また、並列する概念か、共存しうる概念か、排反する概念か、などの整理も（本文の中でもそうですが）関係図を使って、きちんとどこかで行っておくべきでしょう。「指針」と「ガイドライン」は、通常は同じ意味ですが、異なった使い分けをするなら、きちんと明示すべきでしょう。	用語集については、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」に掲載されているため、過度な重複を避けるために、本ガイドラインでは用語集は掲載しておりません。また、本ガイドラインはなるべく平易な言葉を使用するとともに、難しい語句については説明の付記を行っております。 なお、本ガイドライン中では「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」を「オフセット指針」とし、「カーボン・オフセットガイドライン」を「本ガイドライン」として、別の語句として使い分けております。
3	全般	一般に「主語」があいまいです。カーボンオフセットは、「誰が」排出した量を、「誰が」自分の責任分と考えて、（通常はその人が）オフセットするわけですが、主体が異なることもあります（LCAの場合など）。オフセット商品を購入した場	カーボン・オフセットの取組においてカーボン・オフセットを行ったと主張できる者の明確化については、第二部、2、（4）オフセット主体の明確化にて明記

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		<p>合などの責任(または排出削減への寄与?)は移転するのか?しないのか?など、面倒でもいちいち主語を明確にして、説明すべきでしょう。オフセットの手続きを行う主体と、そのお金を出す主体が異なる場合などもよくあります。「誰の責任だと思えるか?」は、自主的オフセットの場合、キーとなる概念ですので、うるさく見えるくらい強調しておくことが大切でしょう。</p>	<p>しておりますのでそちらを御参照ください。</p>
4	全般	<p>排出権のバックボーンになっている(ある意味もっとも基本的な)特長は「コスト効果的な対策を可能にする」という点です。しかしながら、ガイドライン案にはそのことがまったく触れられていないようです。これはあえて「積極的に不要」としているのか、単に気がつかなかっただけなのか、どうでしょうか?委員会での議論はどうだったのでしょうか?わたしは、入れておくべき(すくなくとも読み手に基本的メリットとして知らせておくべき)重要なポイントの一つだと思います。</p>	<p>海外におけるETS等の法規制による取組においては、コスト効果性の観点から安価なクレジットを用いている一方、我が国の自主的な取組としてのカーボン・オフセットは、企業のCSRや他社との商品差別化等の観点から、クレジットが創出された経緯や背景、プロジェクト内容等を重視して比較的高価なクレジットを選択する傾向がみられます。</p> <p>従って、必ずしもコスト効果性の観点からのみカーボン・オフセットが活用されている状況ではありません。</p>
5	全般	<p>新しくはじめようとしている「クレジット制度を活用した...」との違いも明確にしておくべきでしょう。ねらい、特徴の違いもそうですが「なぜそのような制度をつくったか?」という背景の考え方も明示しておくべきです。とくに「自分で減らしてから」というステップは、必須なのかどうか</p>	<p>平成27年度に開始予定の「クレジット制度を活用した環境貢献型商品の開発・販売促進への支援事業」は、カーボン・オフセット商品等の開発や販売促進の支援を目的とした支援事業です。本事業については、以下のURLを御参照ください。</p> <p><a href="http://www.env.go.jp/guide/budget/h27/h27-gaiyo-2/018.pdf">http://www.env.go.jp/guide/budget/h27/h27-gaiyo-2/018.pdf</a></p>

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
6	全般	一般に「実務上の手続き」や「分類」を記すことを目的としているようですが、「なぜそうなるのか？」という背景にある肝心の説明＝必然性が（とくに最初の部分で）欠けています。「... しなければならない」「... した方がよい」とする部分は、必ず「その理由」を明示すべきです。	本ガイドラインは、実務上の手続きを主に説明しており、その各手続きの背景にある説明については、オフセット指針において説明しています。
7	はじめに	この「ガイドライン」は、既存の「指針」などを再構築するとされています。それにしても、ときどき「詳細は「指針」をリファーしろ」とあるところをみると（たとえば脚注 8, 9）、並存するようですがそれでいいのでしょうか？上書きするという目的でしたら、説明を過去文書を読めという形は望ましくはありません。過去文書を参照すること自体はいいのですが、きちんと「内容はこのガイドライン内で閉じる」ものとすべきです。並存するなら refer する文書のバージョンなども明示すべきです。また、文書間の関係性を図示してもらいたいものです。再構築するというのなら、上書きすべきだと思いますが。	<p>本ガイドラインは、「はじめに」で記述があるとおり、オフセット指針に示されている、法規制によらないボランタリーなカーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルの取組について説明しています。また、以下のカーボン・オフセットに関連するガイドライン類を統合・再構築しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● カーボン・オフセットの対象活動から生じる温室効果ガス排出量の算定方法ガイドライン（平成 20 年 10 月制定、平成 23 年 4 月改訂）</li> <li>● カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン（平成 20 年 10 月制定、平成 24 年 3 月改訂）</li> <li>● 特定者間完結型カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のためのガイドライン（平成 22 年 6 月制</li> </ul>

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
			定) ● 会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き (平成 23 年 4 月制定)
8	はじめに	<p>(原案)</p> <p>本ガイドラインに沿っていないカーボン・オフセットの取組を否定するものではありませんが、我々が目指すべき信頼性・透明性のあるカーボン・オフセットの取組のあり方が示されているという観点から本ガイドラインに即して全ての取組が行われることを推奨しています。</p> <p>(コメント)</p> <p>この書きぶりでは、ガイドラインに即さない取り組みについては、否定的なニュアンスが否めません。カーボン・オフセットはあくまでボランティアが基本であり、裾野を広げるという意味においてもガイドラインの推奨は強制的であってはならないと思われます。</p> <p>文中、主語にあたる「我々が目指すべき信頼性・透明性～」の“我々”とは、誰を指すのか明確ではないと思います。また、文末の「本ガイドラインに即して全ての取組が行われることを推奨しています」も強要的なニュアンスが含まれると思われる。</p> <p>したがって、“我々が”“全ての”を削除されることを提案いたします。同文言を削除されても、文章的には問題なく、かつ強制的なニュアンスは除かれると思います。</p>	御意見を基に、1 ページを修正しました。

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
9	はじめに	<p>(原案)</p> <p>カーボン・オフセット宣言では、第三者による確認や審査は行われなため、本ガイドラインに即した取組であることを自らが高い倫理観を持って宣言する必要があります。</p> <p>(コメント)</p> <p>文中、「自らが高い倫理観を持って～」とありますが、カーボン・オフセットには、責任感が必要と考えますが、“高い倫理観”という文言には違和感を覚えます。地球温暖化は定量的な問題ですので、その対策・手段であるオフセットには、倫理観はなじまないとされます。免罪符的な議論はすでに過去であり、手順・手続きを以って自ら主張するのが「カーボン・オフセット宣言」であるならなおさらと思われま。</p>	御意見を基に、2 ページを修正しました。
10	<p>第一部</p> <p>1. カーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルについて</p>	<p>第一部の1.でいきなり「... のステップで実施します」からはじまっています。最初に述べるべき点は、「カーボンオフセットとは？」という点で、広く（世界で）一般名詞として使われている考え方をまず示し、その上で（それとの考え方の違いを明確にしながら）このガイドラインで対象とする「カーボン・オフセット」の定義を行うべきです。そして次に、どのようなステップで実施するか？は、その次であるべきです。なお、一般には、「減らす努力」をカーボンオフセットの「必要条件」とは考えられておらず（努力をしなくてもオフセットは原理的にはできます）、カーボン・オフセットの「定義」に組み込み、必須条件とすることは、日本の環境省の独自見解であることを、明示すべきだと思いま（一方でP.25 のカテゴリーでは、その「例外」を認めており、定義と異なるものまで認めるのであれば、定義から格下げすべきです。また必要条件とすべきではないのです）。</p>	<p>「カーボン・オフセットとは」については、オフセット指針の策定過程において議論がなされ、オフセット指針において説明を行ってあります。</p> <p>なお、カーボン・オフセットの基本的なあり方である「知って」、「減らして」については、カーボン・オフセットの多様な取組を推進するという観点から、必要となる最小限の規範として柔軟に運用してあります。たとえば、「知って」、「減らして」の部分に明確でない寄付型オフセットについても、カーボン・オフセットの主な取組として紹介してあります。</p>

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
11	第一部 2.カーボン・オフセット に取り組む上での留意点	「オフセット指針では... 次の6つの事項が重要であるとしています」だけでなく、なぜそのような事項を重要だと思っているか?という「考え方・制度として望ましいと思う理由」を明示すべきです。	各事項の重要性については、オフセット指針にて言及されておりますのでそちらを御参照ください。
12	第一部 2.カーボン・オフセット に取り組む上での留意点	「(2) カーボン・オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要があること」は、非常にわかりにくいです。「正当化に利用すべきでないこと」だけではよろしくないのでしょうか?	御意見をもとに5ページの記述を修正いたしました。
13	第一部 5.カーボン・オフセット に用いられるクレジット について	「カーボン・オフセットに用いられるクレジットとは、他者が例えば再生可能エネルギーや高効率機器の導入、森林吸収量を増やすプロジェクトを行うことで実現した温室効果ガス排出削減・吸収量のこと」とありますが、「削減量を一定の仕組みや約束の下で証書などの形で表現したもの」のようなものがクレジットで、削減量そのものと言うのは乱暴でしょう。市場で扱われなくとも、クレジット(信用)あるものでなければ、クレジットとは呼べないと思います。	御意見を基に、8ページにクレジットの性質についての記述を追加しました。
14	第一部 5.カーボン・オフセット に用いられるクレジット について	「キャップ&トレード」での「排出権」は、表記されているように allowance であり、credit とは普通は呼びません(そのような英文での表記も見たことがありません)。Allowance は事前に「排出してよい量だけ発行される排出権」であり、「なんらかの活動で創出」されるものではありませんので、この《参考》の説明は間違っています。「総量規制の中で使用される=自主的なカーボン・オフセットの取組に使用されない」は、間違っています。CERは「規制フレームワーク」におけるクレジットですが自主的に cancel することも可能ですし、EUAを自主的に cancel することで、オフセットは可能なはずです。すなわち、規制フレームワーク由来であるかどうか?は、自主的オフセットに用いることができるかどうか?とはまったく別の独立した関係にあります。12ページではAAU	御意見を基に、10ページを修正しました。

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		も使えると出ています。AAUは規制フレームワークのallowanceです。	
15	第二部 1. カーボン・オフセット の取組の流れ	「カーボン・オフセットの進め方」や「流れ」は、「カーボン・オフセットの取組の進め方」や「流れ」ではないでしょうか？前述の用語や定義と絡みますが、カーボン・オフセットとは、「所有しているクレジットをキャンセルさせること」なのか、「ここで指定されているプロセスを全部経ること」なのか？「カーボン・オフセッ」、「(カーボンの付かない) オフセット」と、「カーボン・オフセットの取組」は、同じなのか？異なるのか？などが明確に示されていません。	御意見を基に、11 ページを修正しました。
16	第二部、2、(2) 表1「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジット一覧	現在、国内クレジットはカーボン・オフセット制度では使用が認められていません。宣言では可能なら、その旨、区分すべきです。混在した一覧表では誤解を招きます。	条件に即した国内クレジットであれば、カーボン・オフセット制度において使用が認められております。 御意見を基に、13、27 ページの表に条件を追記しました。
17	第二部、2、(4) (参考) オフセット主体の設定の必要性	「カーボン・オフセットされた商品を販売しています。」という主張が可で、「1商品当たり 300kg-CO2 のカーボン・オフセットをしています。」という主張が不可である等示していますが、違いが分かりにくいと思います。 思うに、これらの主張は、カーボン・オフセットの主体が問題となっているにもかかわらず、主語又は主体が省略されているのが悪いと思います。 したがって、カーボン・オフセットに関する主張をする際には、「私達は、その製造者によりカーボン・オフセットされた商品を販売しています。」、「この商品の製造者は、1商品当たり 300kg-CO2 のカーボン・オフセットをしています。」	御意見を基に、「(参考) オフセット主体の設定の必要性」の記述を修正しました。

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		<p>などというようにカーボン・オフセットに関する主語又は主体を明示し、これを省略してはならないこととするべきだと思います。</p>	
18	<p>第二部、2、(4) （参考）オフセット主体の設定の必要性</p>	<p>（原案） 参加者:×「イベントに参加して 300kg-CO2 のカーボン・オフセットをしました。」 （コメント） 上記、×は間違っています。○が正答です。</p>	<p>御意見を基に、「(参考) オフセット主体の設定の必要性」の記述を修正しました。</p>
19	<p>第二部、3、(2)、① 表 3 製品・サービス、会議・イベントに係るカーボン・オフセットにおける算定対象範囲に含まなければならない温室効果ガス排出活動</p>	<p>認証制度とは違い、要求事項的な文言は避けるべきと考えます。あくまでガイドラインですので、「含まなければならない」ではなく「望ましい」の表現に留めるべきと考えます。 認証基準との重複・混同を避けて明確にするためにも。</p>	<p>表 3 の前に「「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」において」という文言を追記し、混同しないようにしました。</p>
20	<p>第二部、5、(2)、① 表 8 「カーボン・オフセット制度」及び「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジットと無効化の証明書</p>	<p>現在、国内クレジットはカーボン・オフセット制度では使用が認められていません。</p>	<p>16 で回答したとおり、条件に即した国内クレジットであれば、カーボン・オフセット制度において使用が認められています。</p>
21	<p>第二部、5、(2)、② ➤ クレジットの調達及び無効化を外部委託する場合</p>	<p>（原案） なお、環境省カーボン・オフセット制度では、クレジットの管理等が一定の基準に基づき行われているかどうかを確認し、情報を公開するオフセット・プロバイダープログラムを運用しています。このプログラムに参加しているオフセット・</p>	<p>オフセット・プロバイダープログラムは、情報公開プログラムであり、制度としてプログラム参加者の認証・認定等を行っているものではありません。 ただし、利用者がクレジットの調達及び無効化を外部委託する場合、オフセッ</p>

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		<p>プロバイダーを利用するのもよいでしょう。</p> <p>(コメント)</p> <p>文末の「オフセット・プロバイダーを利用するのもよいでしょう。」では、同じく環境省の同プログラムに参加して審査を得ているプロバイダーの高い品質が伝わりませんし、あまりに第三者的なコメントです。同ガイドライン発行者である環境省の同プログラムですので、当事者的なコメントとして「利用することが推奨されます。」とすべきではないでしょうか。</p>	<p>ト・プロバイダーを選択する際のひとつの目安としてオフセット・プロバイダープログラムを紹介し、かつ選択肢のひとつとしての同プログラム参加者の利用を提案しています。</p>
22	<p>第三部</p> <p>2. カーボン・オフセット宣言</p>	<p>(原案)</p> <p>特にクレジット付製品・サービスや寄付型オフセットの取組の場合、本宣言によりカーボン・オフセット認証とほぼ同等の確認が行われることとなり、取組の信頼性・透明性を確保することができます。</p> <p>(コメント)</p> <p>カーボン・オフセット認証とほぼ同等であるならば、認証制度の存在意義を失います。事務局確認はあくまで手続き上の作業であり、認証機関のような保証はありません。したがって、同確認を以って“ほぼ同等”と謳うには、意味的にも、意義的にも大きな問題です。同文全文の削除を提案いたします。</p>	<p>御意見を基に、37 ページを修正しました。</p>
23	<p>別添 2</p> <p>2. 有効数字の判断方法</p>	<p>同案第 4 6 ページ表 1 0 除算の項有効桁数の判断方法の欄中「乗ずる各項」とあるのは、「除する各項」の誤りだと思います。</p>	<p>御意見を基に、49 ページを修正しました。</p>